

## 災害救助事務取扱要領（令和 8 年 6 月版）の更新ポイント

令和 8 年 6 月

**1. 趣旨**

救助の方法、留意点等に関する説明の整理や補足、表現の適正化などを行いました。

**2. 主な更新箇所****(1) 「避難所の設置」関係**

ホテル・旅館に係る特別基準の目安を 1 万円から 1 万 1 千円に改めました。

**(2) 「生活必需品の給与又は貸与」関係**

浸水等によりエアコン（室外機）が被害を受けた場合、熱中症等に起因する健康被害を防止する応急救助として、ただちに使用することができるスポットクーラー等を提供することについて、国に協議し、特別基準を定めることで可能となる旨の説明を追加しました。

**(3) 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理（被災した住宅の応急修理）」関係**

応急修理に関し、

- ・ 応急修理を引き受ける事業者を近隣の地域で確保できない場合、当該地域外からの応援を得て行うことが有効であること、
  - ・ 平時から応援、受援の準備を進めること、
  - ・ 災害時、応援に入る事業者の、いわゆる掛かり増し経費に救助費をあてることについて、国に協議し、特別基準を定めることで可能となること、
- などの説明を追加しました。

**(4) 「救助と災害ボランティアとの調整」関係**

救助と災害ボランティアとの調整であって救助を実施する被災自治体が委託するものに関し、

- ・ 地方公共団体が災害ボランティア活動に携わる個人や団体について様々な名称で受け入れている実態に鑑みて、「災害ボランティアセンター」以外の名称であっても救助と災害ボランティア活動を調整する場に係る費用は、救助事務費の対象となり得ること、

・従前から救助事務費の対象とされていた宿泊に関し、一括での借り上げも対象となり得ること  
などの説明を追加しました。

#### (5) その他

- 災害救助法が適用された市町村に関し、同法第 13 条に基づき都道府県が救助の実施に関する事務の一部を行わせる場合、
  - ・救助実施主体は、都道府県であること
  - ・当該市町村は被災により対応が困難となる状況が想定されることなどから、被災した市町村に対して都道府県職員等を応援派遣することの要否等も踏まえ、総合的に判断すべきである旨の説明を追加しました。
- 空き家を賃貸型応急住宅等として、活用することも有効であり、事前に関係団体と協定を締結することも重要である旨の説明を追加しました。
- 建設型応急住宅を一時的に他の用途に転用することが可能である場合についての説明を追加しました。
- 建設型応急住宅の建設に直接的に携わる作業員等が、建設型応急住宅の空室等に宿泊することが可能である場合についての説明を追加しました。
- 福祉避難所等にいる要配慮者の用に供する車椅子や杖等の物品をリース等により配置することは可能であり、救助費の対象となる旨の説明を追加しました。
- 応急修理等の相談窓口を設置等し、救助の円滑化を図ることは、救助事務であることを明確化しました。
- その他、現に行われている対応や法令等の改正等を反映させること、そのほか用字用語等の整理等を行いました。

### 3. 参考資料関係

賃貸型応急住宅に係る実施要綱や応急修理に係る実施要領の例、これらの救助の手續に係る様式の例、災害対応車両等登録規程各種様式、救助の基準（基準額）などの各項目について、現に行われている対応や告示の改正を反映させること、そのほか用字用語等の整理等を行いました。

### 4. 更新版のウェブサイトへの掲載

[https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo\\_b1.pdf](https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b1.pdf)